

今週のトピックス

税務・会計

夏の甲子園出場校への寄付金

現在、高校野球の地区予選が開催されています。甲子園に出場するのは名誉なことですが、旅費滞在費など多額の費用が高校のOBや地元企業からの寄付金で捻出されるケースが多いようです。例えば会社の社長が自分の出身高校に対し、会社から寄付した場合は、その寄付は個人的に負担するべきものですから、社長に対する賞与と認定される可能性が高いと言えます。

減価償却ソフトの改良費用

平成19年度改正では、すでにお伝えしている通り減価償却費の計算方法が大幅に変更されています。今回の改正に伴い既存の会計ソフトをバージョンアップした費用は、修繕費として経費計上することは問題ありませんが、このバージョンアップに伴い別の機能を新たに付加した場合には、その部分の金額を資産計上することとなります。

お酒のネット販売 販売免許は必要？

酒類の販売業をするときは、酒税法に基づく、販売所が所在する所轄税務署長から酒類販売業免許を受けなければならない。この免許は、継続的な酒類の販売をしている場合を前提としているので、お中元やお歳暮など他者から受贈された酒をインターネットオークションで販売するケースは販売免許を受ける必要はありません。

経営

エコアクション21とは

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。

<http://www.ea21.jp/eco21/eco01.html>

経営革新セミナー

中小企業新事業活動促進法では、経営革新に取り組む企業を支援するため、経営革新計画承認企業に低利融資、信用保証枠の拡大、税制優遇措置、販路拡大支援など様々な支援策を実施しております。中小企業新事業活動促進法の活用のメリット、経営革新計画の承認取得など、専門家を招いてセミナーを開催します。

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-14031.html

人・もの・カネ

19年度版「上手に使おう中小企業税制」

中小企業庁ではこのほど、中小企業経営者等から好評を得ている「上手に使おう中小企業税制」の19年度版を発刊しました。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/faqs50/index.htm>

ニュースな日々

准教授

准教授は学校教育法の改正により、これまでの助教授に替わるものとして今年4月1日から導入された肩書き。単に呼び名が変わっただけでなく、職務に関する規定も変更になっている。改正前は助教授の仕事について「教授の職を助ける」と規定されていたものが、准教授については、「優れた知識、能力及び実績を有し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」と規定されている。准教授は単に教授の補佐役ではなく、教授と同等に研究に従事する立場、ということ。

おすすめのイベント

健康づくりセミナー

「笑い与健康～笑う門には健康来る!～」

笑うことは、免疫力が活性化するなど、多くの効果があると考えられている。そこで最近関心が高まっている笑いの健康への効果、笑いの効能などについて全国の企業や学校などで、講演活動を実施されている落語家(三遊亭楽春)より楽しいお話を聞かせて頂きます。8月6日14時30分～参加費無料
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/0707/0007.html>

蒲田行進曲

長い間、色々と悩んだ末に、決めました。将来への不安はあるものの、まずは自分自身のペースを整える、その決断の後は、毎日見ている風景が、不思議とその前とは違って見えました。気持ち次第で、周囲は違って見えるものですね。

三尾会計事務所
東京都大田区西蒲田6-37-11
TEL: 03-3730-7231
FAX: 03-3730-7233
Info@mionet.co.jp
<http://www.miocci.com>